

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学研究倫理規程(以下「倫理規程」という。)に基づき、中京大学(以下「本学」という。)における研究活動及び研究費の取扱いに係る不正の防止方法及び不正行為への対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程に定める「研究者」とは、本学の専任の大学教員のみならず、本学において研究活動に従事する者をいう。なお、学生であっても、研究活動に従事するときは、研究者に準ずるものとする。

2 この規程に定める「研究活動に係る不正行為」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

(1) 捏造(存在しないデータや研究結果等を作成すること)

(2) 改ざん(研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること)

(3) 盗用(他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること)

(4) 前各号に掲げる以外に、二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして、研究倫理からの逸脱の程度がはなはだしい不正行為

3 この規程において「研究費」とは、本学が研究者に交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。

4 この規程において「公的研究費」とは、内閣府が公表する「競争的研究費制度一覧」に掲げる関係省庁及び公的資金配分機関(以下「配分機関」という。)が配分する競争的研究費を中心とした公募型の研究資金のことをいう。

5 この規程において「研究費の取扱いに係る不正行為」とは、故意又は重大な過失により研究費及び公的研究費(以下「研究費等」という。)を他の用途に使用すること(架空請求等により業者に研究費を預け金として託すこと、実態を伴わない旅費、謝金及び給与を請求すること等)、関係法令、配分機関の定め、学内関係規程等に違反して研究費等を使用する行為及びそれらに助力することをいう。

6 この規程において「研究資料等」とは、研究活動に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料をいう。

第2章 責任体系

(最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者は、学長とし、本学の研究倫理の向上、研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いに係る不正行為(以下「不正行為」という。)の防止及び研究費等の運営・管理について、最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、研究費の取扱いに係る不正行為に関する防止対策(以下「不正防止対策」という。)の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずる。

3 最高管理責任者は、不正を起こさせない組織風土を形成するため、本学において研究費等の運営・管理に関わる研究者及び職員に対して、不正防止対策に基づく啓発活動を定期的実施する。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者は、学長が指名する副学長とし、最高管理責任者を補佐するとともに、本学の研究費等の運営・管理について統括する責任及び権限を有する。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、学部長、研究科長、教育院長、先端共同研究機構長及び大学附置研究所長(以下「部局長等」という。)とし、各学部、研究科、教育院、研究機構、研究所、教育センター(以下、「部局等」という。)における研究費等の運営・管理について実質的な責任及び権限を有する。

2 コンプライアンス推進責任者は、次に掲げる役割を負う。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、部局等内の研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、第43条第2項に規定するコンプライアンス教育を受講させ、受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(4) 自己の管理監督又は指導する部局等において、不正を起こさせない組織風土を形成するため、構成員に対して、不正防止対策に基づく啓発活動を定期的実施する。

3 必要に応じて、コンプライアンス推進副責任者を複数置くことができる。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、次に掲げる者とし、部局における研究倫理教育の実質的な責任及び権限を有する。

- (1) 学部、研究科、教育院の研究倫理委員
- (2) 先端共同研究機構長
- (3) 大学附置研究所長

2 [前項第1号](#)にかかわらず、研究倫理教育責任者は、副学部長、副研究科長、副院長をもって充てることができる。

3 基礎となる学部がある研究科については、学部及び研究科の研究倫理教育責任者を兼務することができる。

4 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者及び中京大学研究倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)と協力し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

5 研究倫理教育責任者は、倫理委員会の実施する[第43条第1項](#)に規定する研究倫理教育を研究者に受講させ、受講状況を管理監督する。

(業務管理責任者)

第7条 業務管理責任者は、研究費等の運営・管理に関わる業務を担当する各部・課・室等(以下「所管部署」という。)の長とし、研究費等の経費管理及び諸手続について、責任を有する。

(学長会議)

第8条 中京大学学長会議(以下「学長会議」という。)は、不正防止のため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、倫理教育責任者及び業務管理責任者と連携するものとする。

(研究者の責務)

第9条 研究者は、[倫理規程](#)、学校法人梅村学園(以下「本法人」という。)及び本学の定める関係諸規程を遵守し、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

第3章 告発等の受付

(告発等の受付窓口)

第10条 [倫理規程第20条](#)に規定する相談、告発等(以下「告発等」という。)への迅速かつ適切な対応を行うため、研究倫理相談員、学事局長及び研究推進部(以下「相談員等」という。)を告発窓口とする。

2 研究倫理相談員は、[中京大学研究倫理委員会規程\(以下「倫理委員会規程」という。\)](#)[第4条第1項第1号](#)から[第3号](#)までに掲げる委員とする。

3 相談員等の氏名、所属、電話番号等を本学ホームページに公示する。

4 「研究費の取扱いに係る不正行為」に関する告発等であって、かつ、その内容が相談員等を当事者として含むときは、[第1項](#)の規定にかかわらず、内部監査室を窓口とする。

(告発の受付体制)

第11条 不正行為の疑いがあると思料する者は、書面、FAX、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は原則として顕名により、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名若しくは名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 告発窓口の教職員は、報道機関や外部機関からの指摘又は匿名による告発について必要と認める場合には、「研究活動に係る不正行為」であるときは研究倫理委員会委員長(以下「倫理委員長」という。), 「研究費の取扱いに係る不正行為」であるときは統括管理責任者と協議の上これを受け付けることができる。

4 告発窓口の教職員は、告発が郵送による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名によるときを除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

5 報道機関、研究者コミュニティ、インターネット等により、不正行為の疑いが指摘され、緊急の対応を要する場合、最高管理責任者は別途、調査・措置等の対応をとることができる。

(告発の相談)

第12条 不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があった場合は、告発窓口の教職員は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている等である場合は、告発窓口の教職員は、「研究活動に係る不正行為」であるときは倫理委員長、「研究費の取扱いに係る不正行為」であるときは統括管理責任者を通じて、最高管理責任者に報告するものとする。

4 [前項](#)の報告があった場合は、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対し、「研究活動に係る不正行為」であるときは倫理委員長、「研究費の取扱いに係る不正行為」であるときは統括管理責任者を通じて、警告を行うものとする。

(告発窓口の教職員の義務)

第13条 告発の受付に当たっては、告発窓口の教職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の教職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、FAX、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第14条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本学教職員等でなくなった後も、同様とする。

2 最高管理責任者、統括管理責任者及び倫理委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏れいしないようこれらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者、統括管理責任者及び倫理委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏れいした場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、本調査の終了前であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏れいしたときは、当該者の了解は不要とする。

4 最高管理責任者、統括管理責任者、倫理委員長その他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者、関係者等の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第15条 部局長等は、告発を行ったことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、告発を行ったことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、学校法人梅村学園理事長(以下「理事長」という。)は、本法人が定める懲戒規程(以下「懲戒規程」という。)及び関係諸規程に従い、その者を処分することができる。

4 前項の規定にかかわらず、告発者に対して不利益な取扱いを行った者の身分が本学に在籍する学生であった場合、学長は、中京大学学生懲戒規程に従い、当該学生を処分することができる。

5 本学は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第16条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、理事長は懲戒規程及び関係諸規程に従い、その者を処分することができる。

3 前項の規定にかかわらず、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者の身分が本学に在籍する学生であった場合、学長は、中京大学学生懲戒規程に従い、当該学生を処分することができる。

4 本学は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第17条 悪意に基づく告発を行ってはならない。この規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため、又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

第5章 事案の調査

(告発の報告)

第18条 告発窓口の教職員は、告発を受け付けた場合は、告発者等の個人情報等に配慮しつつ、その告発内容が「研究活動に係る不正行為」であるときは倫理委員長、「研究費の取扱いに係る不正行為」であるときは統括管理責任者を通じて倫理委員長に報告(以下「報告等」という。)しなければならない。

2 報告等を受けた倫理委員長又は統括管理責任者は、告発内容の合理性を確認し、直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は当該告発に関係する部局長等に、その内容を通知するものとする。

3 最高管理責任者は、当該告発内容が「研究費の取扱いに係る不正行為」である場合は、告発の受付から30日以内に、当該研究費の配分機関に対して、第19条に規定する予備調査の要否を報告する。

4 第1項における報告等は、次に掲げる事項を明らかにした書面及び証拠を提出することにより行う。

(1) 告発者が個人の場合は、氏名・連絡先・所属、研究グループ等であった場合は氏名又は名称

(2) 不正行為の様態及び事案の内容

(3) 不正行為とする客観的かつ合理的な理由

(予備調査の実施)

第19条 倫理委員長又は統括管理責任者は、告発があった場合、[倫理委員会規程第3条第1項第4号](#)に基づく学長の諮問(以下「学長の諮問」という。)があった場合その他の理由により予備調査の必要性を認めた場合は、不正行為予備調査委員会(以下「予備調査委員会」という。)を設置し、予備調査委員会は直ちに予備調査を実施しなければならない。

2 倫理委員長又は統括管理責任者は、[前項](#)の決定を、告発者に通知する。

3 「研究活動に係る不正行為」の予備調査を行う者(以下「予備調査委員」という。)は原則3人とし、倫理委員長が倫理委員会の審議を経て指名し、次に掲げる事項について確認等を行う。

- (1) 報告等により示された研究活動に係る不正行為の疑いの有無
- (2) 報告等により示された科学的かつ合理的な根拠の論理性の有無
- (3) 報告等により示された内容の合理性及び調査可能性
- (4) その他必要と認める事項

4 「研究費の取扱いに係る不正行為」の予備調査委員は、統括管理責任者、倫理委員長が倫理委員会の審議を経て指名する者1人、被告発者が所属する部局等のコンプライアンス推進責任者、内部監査室長とし、次に掲げる事項について確認等を行う。

- (1) 報告等により示された研究費の取扱いに係る不正行為の疑いの有無
- (2) 報告等により示された内容の合理性及び調査可能性
- (3) その他必要と認める事項

5 [前2項](#)にかかわらず、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は、予備調査委員になることができない。

6 予備調査委員会は、必要に応じて、被告発者に対して研究資料等を含めた関係資料その他予備調査を実施するうえで必要な書類等の提出を求めること又は関係者へのヒアリングを行うことができる。

7 [前項](#)に規定するヒアリングを実施するにあたりヒアリング対象者が補佐する者の同席を事前に申し出た場合、予備調査委員会は、その必要性を考慮し同席を許可することができる。

8 予備調査委員会は、予備調査の証拠となり得る研究資料等を含めた関係資料等を保全する措置をとることができる。

9 予備調査委員会は、告発を受けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に予備調査を完了し、予備調査結果について、倫理委員会を通じて最高管理責任者に報告しなければならない。ただし、30日以内に完了できない合理的な理由がある場合はその限りではない。

(本調査の決定等)

第20条 倫理委員会は、予備調査委員会による調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに本調査を行うか否かを決定する。

2 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により不正行為本調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、直ちに最高管理責任者にその決定内容を報告する。

3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該研究費の配分機関及び関係省庁に対して、本調査を行う旨を報告する。

4 最高管理責任者は、調査対象が「研究費の取扱いに係る不正行為」の場合は、当該研究費の配分機関と調査方針、調査対象・方法等について協議する。

5 調査委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対し、調査委員会の設置、調査委員の氏名と所属及び本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

6 [前項](#)により通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、倫理委員会に対して調査委員に関する異議を申し立てることができる。

7 倫理委員会は、[前項](#)の異議申立てを受けた日から起算して14日以内に当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

8 倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者及び被告発者に通知する。このときには、配分機関や告発者の求めがあったときに開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

9 倫理委員会は、[前項](#)に規定する開示の求めが配分機関や告発者(以下「開示請求者」という。)からあったときには、開示すべき資料等を決定し、最高管理責任者への報告を経て、開示請求者及び被告発者に通知するものとする。

(調査委員会の構成)

第21条 調査委員会の委員の過半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。

2 「研究活動に係る不正行為」の調査委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 倫理委員長が倫理委員会の審議を経て指名した研究倫理委員 1人
- (2) 倫理委員長が本学の教職員又は外部有識者から倫理委員会の審議を経て指名した者 若干名
- (3) 最高管理責任者が委嘱する法律の知識を有する外部有識者 1人

3 「研究経費の取扱いに係る不正行為」の調査委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 倫理委員長が本学の教職員又は外部有識者から倫理委員会の審議を経て指名した者 1人
 - (3) 最高管理責任者が委嘱する法律の知識を有する外部有識者及び公認会計士等 若干名
- 4 [前2項](#)の規定にかかわらず、告発者及び被告発者と直接利害関係を有する者は、調査委員になることができない。
- 5 調査委員会の委員長は、調査委員の互選により選出する。
(本調査の実施)
- 第22条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、告発者、被告発者及び被告発者が所属する部局等の関係者に対して、研究資料等を含めた関係資料の提出、意見のヒアリング、説明その他必要な協力を求めることができる。協力を求められた者は、調査が円滑に実施できるよう、積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。
 - 3 [前項](#)に規定するヒアリングを実施するにあたりヒアリング対象者が補佐する者の同席を事前に申し出た場合、調査委員会は、その必要性を考慮し同席を許可することができる。
 - 4 調査委員会における調査は、次に掲げる内容について、事実に基づき、公平普遍にこれを実施しなければならない。
 - (1) 不正行為の有無
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 不正行為に関与した者とその関与の程度
 - (4) 「研究活動に係る不正行為」の場合は、不正行為と告発された当該研究活動に関係した者の役割
 - (5) 「研究費の取扱いに係る不正行為」の場合は不正使用の相当額
 - (6) その他必要と認める事項
 - 5 調査委員会は、当該告発内容が「研究活動に係る不正行為」である場合は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会(機器の使用等を含む。)を保障するものとする。
(本調査の対象)
- 第23条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。
(証拠の保全)
- 第24条 調査委員会は、本調査を実施するにあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる研究資料等を含めた関係資料を保全する措置をとるものとする。
- 2 当該告発内容が「研究活動に係る不正行為」である場合で、当該研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は当該告発内容に係る研究活動に関して、証拠となる研究資料等を含めた関係資料を保全する措置をとるよう当該研究機関に依頼するものとする。
 - 3 調査委員会は、[前項](#)の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。
 - 4 調査委員会は、被告発者が[第22条第2項](#)の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な資料を保全するため緊急の必要があると認めるときは、被告発者に対し当該調査に係る利害関係を有する者との接触禁止、保全を必要とする場所への接近禁止その他の必要な措置を要請することができる。
 - 5 調査委員会は[前項](#)の措置を要請する場合は、被告発者以外の教職員等による教育研究活動及び本学の管理運営に係る業務に支障が生ずることがないように十分配慮しなければならない。
 - 6 調査委員会は、当該研究費の配分機関の要求に基づく当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に対して、調査に支障がある等正当な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。
(調査における研究又は技術上の情報の保護)
- 第25条 調査委員会は、当該告発内容が「研究活動に係る不正行為」である場合は、本調査にあたって、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。
(不正行為の疑惑への説明責任)
- 第26条 本調査において、当該告発内容が「研究活動に係る不正行為」である場合で、被告発者が当該告発内容に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることの科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 [前項](#)の場合において、再実験等を必要とするときは、[第22条第5項](#)に規定する保障を与えなければならない。
(他機関との合同調査)
- 第27条 倫理委員会は、必要があると認めたとき、他機関と合同で本調査を実施することができる。
第6章 不正行為の認定
(認定の手続)
- 第28条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に、以下に掲げる調査内容をまとめ認定を完了しなければならない。

- (1) 不正行為の有無
 - (2) 不正行為の内容及び悪質性
 - (3) 不正行為に関与した者とその関与度合
 - (4) 「研究活動に係る不正行為」の場合は、不正行為と認定された研究に係る論文等の各筆者の当該論文等及び当該研究における役割
 - (5) 「研究費の取扱いに係る不正行為」の場合は、不正使用の相当額
 - (6) その他必要な事項
- 2 前項に掲げる期間内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、あわせて、その旨の認定を行うものとする。
 - 4 前項の認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 前項に規定する弁明の機会において対象者が補佐する者の同席を事前に申し出た場合、調査委員会は、その必要性を考慮し同席を許可することができる。
 - 6 調査委員会は第1項及び第3項に規定する認定が完了したときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。
 - 7 調査委員会は、調査対象が「研究費の取扱いに係る不正行為」の場合は、本調査の終了前であっても、当該不正行為の一部が確認されたときは、速やかに認定を行うものとする。

(認定の方法)

第29条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為の有無について認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であることの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。当該告発内容が「研究活動に係る不正行為」の場合は、倫理規程第8条第2項に規定する保存義務期間の範囲に属する研究資料等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第30条 最高管理責任者は、速やかに認定を含む調査結果を次の各号に掲げる者に通知するものとする。

- (1) 告発者
 - (2) 被告発者
 - (3) 被告発者以外で当該不正行為に関与したと認定された者
 - (4) 不正行為と認定された論文等の内容に重大な責任を負う者
 - (5) 当該研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者
 - (6) 調査対象者のうち、前各号に該当しない者
- 2 前項第2号から第5号に該当する者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。
 - 3 第28条第7項に規定する認定手続を行った場合も、前2項の規定を準用する。
 - 4 最高管理責任者は、前3項の通知に加えて、調査結果を当該研究費の配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
 - 5 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、当該研究費の配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告を提出するものとする。
 - 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合、速やかに認定を含む調査結果を告発者及び被告発者に通知するものとする。告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第31条 不正行為に関与したと認定された者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服を申し立てることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)がその認定に対して不服を申し立てる場合は、前項に準ずるものとする。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他のものに審査させるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 前項に規定する新たな調査委員は、第21条第1項、第2項及び第3項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや、認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申し立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、被告発者からの不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、又は告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 8 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、当該研究費の配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
(再調査)

第32条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に規定する不服申立人からの協力が得られない場合は、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合は、調査委員会は直ちに最高管理責任者に報告するものとする。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、前2項の報告に基づき、直ちに再調査手続の結果を告発者、被告発者又は被告発者以外で当該不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、第1項における再調査の対象が悪意に基づく告発であった場合、第2項又は第3項の報告に基づき、直ちに再調査手続の結果を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 6 最高管理責任者は、前2項の通知に加えて、当該研究費の配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
(調査結果の公表)

第33条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該告発内容が「研究活動に係る不正行為」の場合は、当該研究活動の論文等が告発前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書の公表における公表内容は、不正行為がなかったこと、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合は、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査における一時的措置)

第34条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講ずることができる。

- 2 最高管理責任者は、当該研究費の配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合は、それに応じた措置を講ずるものとする。

(研究費の使用中止)

第35条 最高管理責任者は、不正行為に関与したと認定された者(当該告発内容が「研究活動に係る不正行為」である場合は、不正行為と認定された論文等の内容に重大な責任を負う者を含む。)及び当該研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずることができる。

(論文等の取下げ等の勧告)

第36条 最高管理責任者は、当該告発内容が「研究活動に係る不正行為」である場合は、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応じるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。
(措置の解除等)

第37条 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審議結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

(処分)

第38条 本調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合、理事長は、[懲戒規程](#)及び関係諸規程に従い、当該不正行為に関与した者を処分することができる。

2 [前項](#)における不正行為が私的流用等行為の悪質性の高い場合にあっては、刑事告発、民事訴訟等必要な法的手続を執るものとする。

3 本調査の結果、悪意に基づく告発であったと認定された場合、理事長は、[懲戒規程](#)及び関係諸規程に従い、当該告発者を処分することができる。

4 [第1項](#)及び[第3項](#)の規定にかかわらず、認定を受けた者の身分が本学に在籍する学生であった場合、学長は、[中京大学学生懲戒規程](#)に従い、当該学生を処分することができる。

5 最高管理責任者は、[第1項](#)、[第3項](#)及び[第4項](#)の処分が課されたときは、その措置の内容等を当該研究費の配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(是正措置)

第39条 最高管理責任者は、本調査の結果、不正行為が行われたと認定された場合は、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)の方法等について、倫理委員会に諮問するものとする。

2 最高管理責任者は、[前項](#)の答申に基づき、関係する部局等の責任者に対して是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。

3 最高管理責任者は、[前項](#)に基づいてとった是正措置等の内容を当該研究費の配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

第8章 不正防止計画の推進

(公的研究費の取扱いにおける不正防止計画の策定・実施)

第40条 公的研究費の不正を防止するための計画を推進する部署(以下「防止計画推進部署」という。)を設置し、研究支援課をこれに充てる。

2 防止計画推進部署は、公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、内部監査室と連携・協力して不正防止計画の実施状況を確認し、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、[前項](#)の報告を踏まえ、必要に応じて学長会議と連携し不正防止計画の策定及び見直しを実施する。

4 コンプライアンス推進責任者は、防止計画推進部署と協力して不正防止計画に係る取組を実施する。

第9章 研究活動及び研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(適正な運営及び管理)

第41条 本学は、関係法令及び本学諸規程を遵守し、[前条](#)に規定する不正防止計画に基づき、研究費等を適正に運営・管理する。

2 物品等の調達、研究者の出張及び非常勤雇用者の管理については、[中京大学における研究費支出に関する取扱内規](#)及び関係諸規程に従うものとする。

3 [前2項](#)に関して周知徹底を図るために、研究者及び職員に対して説明会等を開催する。

(相談窓口)

第42条 研究費等に係る相談を受け付ける窓口を研究支援課に設け、学内外に公表する。

(研究倫理教育等の受講)

第43条 研究者は、定期的に本学が定める研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は本学が定める研究倫理に関する科目等を受講しなければならない。なお、新規採用者で、異動前の研究機関において、研究倫理教育を受講している場合は、受講証明書等を研究支援課に提出するものとする。

2 本学において研究費等の運営・管理に関わる研究者及び職員は、毎年度、本学が定める研究費の取扱いに関するコンプライアンス研修を受講しなければならない。

(誓約書の提出)

第44条 本学において研究費等の運営・管理に関わる研究者及び職員は、次の事項を含む誓約書を提出しなければならない。

(1) 本学の規則等を遵守すること。

(2) 不正行為を行わないこと。

(3) 規則等に違反して不正を行った場合は、本学及び配分機関の処分、法的な責任を負うこと。

2 誓約書を提出しない研究者は、研究費等の申請・執行を行うことができない。また、職員においては研究費等の運営・管理を行うことができない。

(研究費等に係る業務職務権限)

第45条 研究費等の運営・管理に関する職務権限は、[学校法人梅村学園行政本部業務分掌規程](#)及び[中京大学における研究費支出に関する取扱内規](#)の定めによる。

(納品・検収)

第46条 研究費等で購入した物品や役務は、納品検収担当者による納品検収を行うものとする。

2 納品検収は原則、[中京大学における研究費支出に関する取扱内規第8条](#)に基づき、所管部署にて行うものとする。

3 納品検収を行う所管部署の業務管理責任者は、当該所管部署の職員から納品検収担当者を定めるものとする。

4 納品検収が行われていない物品は、原則として支払を行わない。

(業者等への対応)

第47条 取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正行為につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のある牽制体制を構築し管理する。

2 本学の不正防止に関する方針、ルール等を取引業者に周知徹底し、取引業者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次に掲げるとおりとする。

(1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

(2) 発注書等に基づき、本学の行う納品・検収について協力すること。

(3) 本学が研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧及び写しの提供、取引残高の照会等の要請がなされた場合は、可能な限りこれに協力すること。

(4) 本学の関係者から「預け金」「架空請求」等の不正な要求があった場合には、毅然と断るとともに、速やかに本学指定の告発窓口へ連絡すること。

3 [前項](#)の誓約内容に反した取引業者については、一定期間又は永久に取引を停止するものとする。

第10章 監査

(監査)

第48条 公的研究費の運営・管理の監査は、原則として内部監査とし、[学校法人梅村学園内部監査規程](#)に基づき、内部監査室が担当する。

(監査体制)

第49条 内部監査室は、適宜、監事と連携し、監査効果を高めるように努める。

2 内部監査室は、防止計画推進部署と連携し、不正な使用を発生させる要因に応じた監査が実施できるように努める。

(内部監査の種類)

第50条 [第48条](#)の規定に基づき実施する内部監査は、次に掲げるものとする。

(1) 通常監査

内部監査を実施する年度において、本学に所属する研究者が研究代表者として公的研究費の交付を受けている研究課題数(新規及び継続)の概ね10%の数(小数点以下切上げ)を、内部監査を実施する年度の前年度に公的研究費を受けていた研究課題の中から抽出し、会計書類を中心に監査する。

(2) 特別監査

通常監査を行う研究課題の中から概ね10%の数(小数点以下切上げ)を抽出し、会計書類等書類上の監査に止まらず、予算の執行状況、物品の管理状況等の実地調査を行う。

(3) 臨時監査

配分機関からの通知・通達等により、監査の実施を求められた場合、その通知・通達等に従い実施する。

(監査項目)

第51条 内部監査室は、次に掲げる例に示す項目のほか、会計書類上の適正性及び運営・管理体制を監査する。

(1) 謝金が発生するアルバイト等の勤怠管理

(2) 物品等購入業者の偏り、価額の適正性及び発注段階の管理体制

(3) 換金性の高い物品についての管理体制

(監査報告等)

第52条 内部監査室は、監査実施後、改善点等に関し、被監査部署及び対象研究者と意見交換をした後、監査報告書を作成する。

2 内部監査室は、[前項](#)の監査報告書を速やかに最高管理責任者に提出する。

3 内部監査室及び研究支援課は、監査報告書に基づき、文部科学省の「体制整備等自己評価チェックリスト」を作成する。

4 最高管理責任者は、監査報告の取りまとめ結果について、[第43条第2項](#)に基づくコンプライアンス教育等において、学内で周知を図り、不正防止を徹底する。

第11章 補則

(規程の改廃)

第53条 この規程の改廃は、倫理委員会及び教学審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、「中京大学における公的研究費の管理・監査実施基準」、「中京大学研究倫理調査委員会内規」及び「中京大学公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の認定に関する公表内規」を廃止する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、2021年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、2022年12月13日から施行する。ただし、第8条及び第39条の規定は、2022年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2023年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。